

無相文雄の『金剛寶戒章眞僞辨』について

峰 島 旭 雄

本論題にいう無相文雄の『金剛寶戒章眞僞辨』は法然上人作と称せられる『金剛寶戒章』についてその眞僞を弁じた一書である。法然はいま更めて述べるまでもなく、鎌倉仏教のみならず日本仏教に新紀元を劃した偉大なる開宗者・宗教者であつて、その述作と称せられるものは、眞とされるものはいうまでもなく、僞とされるものも多数にのぼっている。明治四十五年、法然上人七百回忌を迎えるに先立ち、浄土宗の碩学、故望月信亨博士は、総計百十一篇にのぼる教書・法語・消息等を蒐集収録して『法然上人全集』一卷を刊行された。これは、法然滅後六十二年目にあたる文永十一年に道光が二十有余年の蒐集にかかる『漢語燈錄』ならびに『和語燈錄』を世に出して以来の大事業であつた。「此れを以て當時散見し得た資料は餘す所なく蒐集出來た譯」⁽¹⁾であり、「實に文永十一年以後六百三十有二年、元祖滅後正に六百九十四年の歲月を閲していた」のである。しかるに、ふたたび今日、昭和三十六年に七百五十回忌の御遠忌を迎えるに先立ち、おなじく浄土宗の碩学石井教道博士は、俊英大橋俊雄氏の協力を得て、望月博士の『法然上人全集』に則りつつ、しかもいくつかの新機軸を打ち出し、それ以後の発見蒐集にかかる新資料をも併せて、一千二百余頁にわたる『昭和昭和新修 法然上人全集』(以下『全集』と略称する)を刊行された。その内容は、望月博士のおこなつた分類に準拠し、(一)教書篇十七篇、(二)法語類篇三十三篇五十六文、(三)消息篇二十六篇三十一文、(四)對話篇五十

篇七十九文、(田)傳語篇二十三篇百十五文、(内)制誠篇八篇十文、(外)雜篇二十六篇三十六文、(八)傳法然書篇八十六篇からなる。ところで石井博士は、望月博士の全集があるにもかかわらず、屋上屋を架してこの『全集』を刊行した理由を顧み、「序」においてその五を挙げていられる。すなわち、(一)現在の研究よりして書誌学的考察を加え、材料を整理したこと、(二)思想的に編輯しようとしたこと、(三)諸種の材料を公平に取り扱ったこと、(四)新しい材料を載録したこと、(五)従来偽書と称せられるものもできるだけ収載したこと、である。本論攷にかんするかぎりでは、とりわけ第五の理由が注目される。それは詳しくは次のごとく述べられている。「従来偽書と云へば、一般に無價値なものとしてあるが、少くとも源空の名の下に世に貽り出さねばならなかった時代と場とを考へて見る時、その偽書は可成りに重要な役割を持つてゐる事が、窺ひ知られるのである。例せば聖岡が『源空作建曆法語』の指示に依り、頌義三十卷を選述して新淨土宗義を建立し、室町期から江戸期にかけて學界を風靡した如き、又、念佛算、念佛占等卜筮に至るまで應用して民間信仰を導かんとした努力も買はねばならない。功罪相半するかは知らぬが、道綽が金を與へて念佛を申さしめたと言ふ方便もあれば、後世研究者の好材料となれば幸甚であり、其の他秘事法門の如きにも入りこんである如き、日本民間思想上の法然上人を知る上に唯一の資料であらう事を思ふて、吾人の眼幅の許す限り収載した。」⁽³⁾ すなわち石井博士は、従来偽書と称せられていたものを無下にしりぞけず、その価値を新しい観点から再評価しようとししていることが窺い知られるのである。小論において取り上げる『金剛寶戒章』は、右のごとく「眼幅の許す限り収載」を心がけた『全集』第八の傳法然書篇(いわゆる偽書篇)中に収められており、したがって、やはり「少くとも源空の名の下に世に貽り出さねばならなかった」書たる意義を有する。そして、その真偽如何は文雄が『金剛寶戒章眞偽辨』(以下『眞偽辨』と略称する)において具さに論ずるところである。以下においてその概要を論述し、かつ若干の問題点を指摘することをこころみよう。ただし、小論において論述しうるかぎりでは十全の成果

は期待されえず、なお論及すべき諸種の問題点が残され、それらは今後の研究に俟たなければならないことをあらかじめ断っておかなければならない。

まず『眞偽辨』の著者たる無相文雄についてであるが、『續日本高僧傳』第四その他によると、文雄は丹波国桑田郡濃野村の出身で、元禄十三年（一七〇〇年）生まれ。俗姓は中西氏、別名を僧谿、無相と号した。宝曆十三年（一七六三年）六十四歳で入寂している。文雄の法弟文竜の『無相上人傳略』に法臘五十一とあり、『續高僧傳』に坐夏四十九とあるから、これを基にして逆算すれば、十四歳かまたは十六歳のとき玉泉寺の鏡誓上人について剃髪したことになる。ついで京都に上り、了蓮寺誓誓上人に師事し、さらに二十歳前後には江戸に赴き、伝通院の学舎にあって内外の典籍を涉獵した。太宰春台について学び、シナ音学、とくに唐音を学んだ。京都にもどってからは十年余さらに研鑽を加え、音韻学の方面で名高い『磨光韻鏡』を著わし、名声大いに高まり、その門には教えを乞う人びとが群集したといわれる。

文雄が徳川時代の宗学においていかなる地位を占めているかについて少しく述べると、大島泰信氏は、徳川時代大成期における専門的研究の中期を宗乘・史伝・余乘・雑部に分け、その雑部に文雄をぞくさしめている。すなわち、貞享・元禄以後の約百年間は比較的多くの専門学者が輩出した時代であって、宗乘には「京都には忍激・湛澄・懐音・義山・盤察・寶洲・大我」等があり、「關東には觀徹・鸞宿・義海・貞極・大玄」等があり、「史傳には心阿・忍激・義山・鸞宿・珂然」等があり、「餘乘には湛慧・徳門・罔鑑」あり、⁽⁵⁾「雑部には義海・文雄・慧頓」等あり、「徳川幕府三百年間における本宗宗學の盛觀を呈せり」というのである。

文竜の『無相上人傳略』は、文雄一代の業績として (一)韻学 (二)天文学 (三)宗学の三つを挙げているが、この中で

もっとも注目すべきものはやはり第一の韻学であろう。新村出博士は音韻学者としての文雄について論じ、次のごとくいつている。「漢字音の學を修め、『韻鏡』の研鑽に従ふ者で『磨光韻鏡』を知らないものはなからう。韻學史からばかりでなく、國語學史から見ても、又本邦に於ける支那語史から云つても、『磨光韻鏡』は忘るべからざる名著といはなければならぬ。」⁽⁶⁾と云つて、われわれとしてもっとも重視すべきものはいうまでもなく第三の宗学であるが、新村博士の場合にはもっぱら音韻学者としての文雄を問題とされたので、文雄の宗学関係の業績・著書については深く触れていない。すなわち、博士は文雄の著書について、文竜の『無相上人傳略』に「所撰述五十余部」とあるけれども、「予が見聞したのは以上述べた二十二部丈」で、「今予が上に掲げた以外のものは、今日に存在して伝はつて居るのか或は散逸して仕舞つたのか明からぬのである。由来有名なる学者の著述でかゝることは、其の例に乏しくない。これは学界の為に慨歎すべき極ではないか。文雄の著述も亦この一例であるのは、誠に悲しむべき事である」と慨歎し、とりわけ宗学関係の著書として、

搜玄鈔綱要 二卷

蓮門學則 一卷

舍利功德鈔 一卷

金剛寶戒眞僞辨 一卷

淨土源流章索隱 一卷

念西課間 卷数未詳(未見)

と出し、『念西課間』については詳しく述べているが、『眞僞辨』についてはならぬと触れるところがない。なお新村博士はその「附言」において、文雄にかんするこれらの論文は博士のヨーロッパ遊学以前のものであるが、帰朝後京都

大学に職を奉じ、文雄の在りし了蓮寺の住職伊藤祐晃上人を識り、文雄についてさまざまな教示を受けたことを記し、その後寓目するにいたった文雄の著書として写本『非出定後語』ならびに刊本『專雜頓陶篇』の名を挙げていられる。これより察するに、新村博士は伊藤祐晃上人との交わりから、了蓮寺において文雄の『眞偽辨』を披見に及んだのではないかと推測も可能である。しかしながら、大橋俊雄氏によれば、かつて開催された文雄顕彰展において『眞偽辨』は見出されなかったとのことであるから、この推測もまたくずれることになり、確定的なことはない。

望月信亨博士も大著『浄土教之研究』の中で『眞偽辨』について触れている。すなわち、「法然上人の著作法語並に其の眞偽」と題する論文（明治三十九年六月）がそれである。この論文は前述の望月博士編『法然上人全集』の跋として書かれたものであり、同全集の附録の一つである眞偽未詳の書について若干触れている。まず『金剛寶戒章』については、「金剛寶戒章三巻は元禄十年之を印行して現に世に在り。一卷は訓授章、一卷は釋義章、一卷は秘訣章なり。然るに此書は眞偽古來其説紛々たり」といい、『眞偽辨』については「文雄の論は今之を見ず」と述べて、『眞偽辨』がやはり未見の書であることを明らかにしている。

しかるに、小島章見氏は⁽¹⁰⁾とに養鶴徹定の研究ならびにその著書の蒐集にあたってきたが、おなじく文雄についてもたえず未見の書を探索し、新村、望月両博士が未見の書とし、あるいは詳しく触れることのなかった『眞偽辨』書写本一卷を入手したのであった。⁽¹¹⁾小島氏はその論攷「蓮門教學餘韻考」の中で『金剛寶戒章』ならびに『眞偽辨』について触れ、とりわけ『眞偽辨』については文雄の眞蹟が関西來迎寺にあり、その成立は宝曆四年であると述べている。そもそも未見の『眞偽辨』の書写本の発見それ自体が大いなる業績であるが、小島氏がさらにその所在ならびに成立年代にまで触れえた所以は、前述のごとき長年にわたる氏の徹底上人の諸著蒐集にある。⁽¹³⁾とくに氏の蒐集した徹

定上人の考証学的著書の中に闔山所藏『古本搜索録』二卷（嘉永四年、稿本、了従同輯）があり、その下巻梵網戒疏部に、「徹定寮、金剛寶戒章三卷、偽造兩版、吉水大師作」とあるのにつづいて、「來迎寺、同眞僞辨一卷、文雄眞蹟、寶曆四甲戌臘月念六夜書」とあるからである。文雄には、覚明房長西撰の『淨土依憑經章疏目錄』——淨土教書籍目錄としては最初のもの——を増補した『蓮門類聚經籍録』二巻がある。徹定上人はこれをさらに補正し、文久二年に刊行したが、この徹定補『蓮門類聚經籍録』下巻に、「金剛寶戒章二巻、吉水大師、又有偽造一卷、京兆文雄眞蹟之」とあるところから、望月博士はじめ文雄の『眞僞辨』を求め、あるいはその弁述を推測したのであるが、小島氏は前述のごとく『眞僞辨』を入手するとともに、徹定上人の『古本搜索録』をも入手して、『眞僞辨』の所在ならびに成立年次を知りえたのである。氏は今回、論者にこの書写本『眞僞辨』の披見と考究とを許したので、それを基とし、以下においてその内容ならびに若干の問題点を論述する次第である。

最初に『眞僞辨』の題名について触れておく。望月仏教大辞典、新村出選集その他の記すところでは、この書は単に『金剛寶戒眞僞辨』となっており、『金剛寶戒章眞僞辨』とはなっていない。「章」一字の有無は一見たいした問題でないようにおもわれるが、じつは、それは『眞僞辨』そのものの中でとくに論じられているほど重要な問題点なのである。このことについてはいづれ後に論ずるであらう。ただ題名にかんするかぎりでは、小島氏発見の書写本——來迎寺藏の文雄眞蹟の書写とも推測される——に「章」の一字が入っているところから、しばらく『金剛寶戒章眞僞辨』とよぶことにする。ただし以下の論述では、前述のごとく、たんに『眞僞辨』と略称する。

『全集』（一〇一六一—一〇五八頁）によれば、『金剛寶戒章』は（一）金剛寶戒訓授章、（二）金剛寶戒釋義章、（三）金剛寶戒秘決章の三部からなる。第一訓授章は金剛寶戒授受の法式を説き、（一）開導、（二）三帰、（三）講師、（四）懺悔、（五）発心、（六）問

遮、(巳)授戒、(ハ)説明、(ウ)現相、(カ)説相、(ク)広願、(ケ)勸持に分かれる(すなわち、十二門戒儀を内容としている)。第二釋義章は人天戒、小乘戒、權大乘戒、円実性戒の意義を述べ、第三秘決章は、辛酉、証空、信空、源智、行空、寂西、隆寛、聖覚の八名の弟子が問ひ法然がこれに答える問答形式によつて、金剛寶戒の奥義を述べている。

『金剛寶戒章』の現存の刊本について一言すると、訓授章には寛永十年孟春刊行本、元禄十年刊行本(『全集』校合㊦)、があり、釋義章には滋賀県坂本來迎寺藏享祿二年岷威書写本、金沢文庫所藏鎌倉古鈔本(『全集』校合㊦)、寛永十一年刊行本(同 ㊧)、元禄十年刊行本(同 ㊨)があり、秘決章には寛永十年孟春刊行本、元禄十年刊行本(『全集』校合㊦)、金沢文庫所藏鎌倉古鈔本金剛寶戒抄(同 ㊩、残欠)がある。⑭)とこゝで、『眞僞辨』引用の『金剛寶戒章』の本文はこれら諸本のうちいずれに依つてゐるかが問題である。『眞僞辨』の書写者が附したとおもわれる返り点、送り仮名等には若干の誤りがあり、また明らかに字句の誤写とおもわれるものも少なくない。このような誤字、脱字、添加等の可能性が、『眞僞辨』が諸本中いずれに依つてゐるかの判定をやや困難ならしめてゐる。しながら、個々の文を詳細に彼此対校してみれば、おのずから決着は得られるものとおもわれる。次に、『眞僞辨』に引用されている本文と、『全集』所収の諸本の対応する文とを、若干対比較合してみよう。

まず訓授章中、第十説相において酤酒戒について述べるところで、

五若佛子、自酤酒、教人酤酒、酤酒因酤酒業酤酒法酤酒緣、一切酒不得三故酤。是酒起罪因緣。〔全集〕

一〇二八頁(①)縁 ②)業 ③)『眞僞辨』經云酒起罪因緣。

とあり、また次のとき例もある。

大士鉢與三人智慧、以無明藥飲人非菩薩行。〔一〇二九〕(①)『眞僞辨』釋云以下無明藥飲人非菩薩行。

次に釈義章では、

聞_レ成佛之說_一者作_レ八相成道之思。聞_レ說法之名_一者作_レ舌根轉唱之覺。是則權教有相之學者歟。〔一〇四〇〕とあるが、『眞僞辨』では、

吁聞_レ成佛之說_一、作_レ八相成道之想、又聞_レ說法之名_一、作_レ舌根轉唱之覺、是則權教有相之學者歟。

とあり、「吁」や「又」の添加、「思」が「想」となっていること、「者」の脱落などにおいて㊦と一致している。しかしまた、わずかな点で㊦と異なる箇所も見出される。たとえば、右の文につづいて、

愚癡而成_レ戒師_一成_レ唱導師_一者皆是_レ三途黑闇之師也。

とあるところが、㊦では亦_レ成_レ唱導師_一となっているが、『眞僞辨』では然らず、また㊦では「成」はそのままであるが、『眞僞辨』では爲_レ戒師_一となっている点などがそれである。もともとこれらは些細な点であるから、『眞僞辨』を著わした文雄が引用にさいして改竄あるいは誤写したか、あるいは『眞僞辨』の書写者が筆写にさいして写しまちがえたか、いずれかであるとも考えられよう。

第三秘決章では「行空問曰」の中に、

大乘之意者不_レ然。濫行者愚癡也。以_レ愚癡_一爲_レ不淨之根本。尋_レ諸不淨_一無_レ過_一於愚癡不淨。於_レ智者_一以_レ姪欲

酒肉_一。更不_レ爲_レ不淨_一。諸道之中以_レ智慧_一爲_レ清淨之本_一故也。〔一〇五一〕(㊦ならびに『眞僞辨』①言_レ濫行_一者愚

癡也。②若_レ於_レ智者_一以_レ姪酒肉_一辛。③「更」脱落)

などの例がある。

以上は二、三の校合にすぎないが、これによって次のことが判明する。すなわち、訓授章における㊦、釈義章における㊦、秘決章における㊦は、いずれも元禄十年刊行本であるから、『眞僞辨』の著者文雄(元禄十二年生まれ)はこの元禄十年刊行本に依ったのではないかということである。しかしながら、前述のごとく、若干の点でそのように断

定しえない相違も見出せるから、決定的な結論は下せない。文雄は『眞偽辨』の終り近くで、聖岡もまた学士全長が「改正新刊」した元禄十年刊行本の元本を見たのではないかと述べながらも、同時に「私按岡師所覽疑有異本一歟」ともいつている。したがって、文雄の時代に、前掲の諸本とも異なり、元禄十年刊行本にきわめて類似した異本の存在したことも推定しうる可能性が生じ、『眞偽辨』引用の本文が、そのような異本に依っているのではないかという推測も成立するであろう。しかし、もとよりそれは一応の推測にすぎぬことはいうまでもない。

次に『眞偽辨』の内容に立ち入って述べることにする。文雄はまず劈頭で「古今辨眞偽者紛紜異解」といいながらも、この書は法然述ではないと断定している。それは「文辭鄙拙、義旨訛謬」だからであるという。この偽書なることの弁述は (一)「總じて辨ず」、(二)「別して章の文に就いて辨ず」、(三)「後に之を信する人に就いて辨ず」の三段階からなっている。

(一)の「總じて辨ず」においては、『勅修御傳』第四十六卷に載っている、鎮西上人弁長が鎮西からわざわざ使者を送り法然に疑義をただした話を引証している(井川定慶篇『法然上人傳全集』——以下「傳全集」と略稱する——二九七—二九八頁)。いま『眞偽辨』の本文と『傳全集』所収のものとを対比的に掲げれば次のごとくである。

『眞偽辨』

或自稱_三吉水門人、曰淨土甚深祕義、同_三天台圓融法門、亦有_三密授_一金剛寶戒是也、善導之制_三雜行_一勸_三專修_一也、姑爲_三初心行人_一、更非_三實義_一矣、此乃吉水上人之口傳也、鎮西上人

『勅修御傳』

ここにある學者、上人の門弟と號して云、淨土甚深の祕義は天台圓融の法門におなじ。これ此宗の最底なり。又密々の傳あり。金剛寶戒これなり。善導の雜行を制して、專修をす。ゆめ給は、暫初心の行人のためなり。さらに實義にあらず。

欲_レ正_ニ其眞若偽_一、元久二年、三月、使_ニ門人度脱_一遙上_ニ書_ニ于京師_一于吉水、曰、小子昔日侍_ニ座下_一、敬承_レ之、漢土先賢、釋_ニ淨土法門_一、雖_ニ其義蘭菊_一也、善導之素意、獨明_ニ彌陀本願之要旨_一、專修正行、以爲_ニ往生極樂要路_一、未_レ聞_ニ上件二條_一、若_レ以_ニ機緣未_レ熟_一故、無_レ裏_ニ慈訓_一歟、不則欲_レ遏_ニ一家之狼藉_一、印_レ持末代之念佛、宜_レ決_ニ斷是非_一、賜_ニ印證_一、以立_ニ專修一行_一也云、大師自採_レ筆復示曰、上件二條、僻言_レ不足_レ論、源空豈有_ニ如_レ斯言_一乎、以_ニ釋迦彌陀_一爲_レ證、予非_レ所_ニ嘗言_一也。

なお、『勅修御傳』にはつづいて、「上人自筆の誓文、末代念佛の龜鏡なり。彼書いまさしく世にあり。たれかこれをうたがはむ。この相傳の義、すこぶる信受するにたれる者歟」とある。この話は『九卷傳』にも次のような形で出ている。『眞偽辨』引用のものはこれと同一なので、『傳全集』所収のもののみを掲げる（三七二―三七四頁）。

爰にある淨土宗の學者、法然上人より相承すと稱して、鏡像圓融の譬をあげ、金剛寶戒の名をもて、淨土宗の甚

これすなはち上人の相傳なりと云云 此眞偽をあきらめむがために、元久二年三月、門弟度脱房をつかひとして、書狀を上人に進ずるに、件の兩條くはしくこれをかきのせて、むかし座下に侍りしに、漢家の先賢、淨土の法門を釋する。その義蘭菊なれども、善導の御心は、彌陀の本願の專修正行、これ往生極樂の正路、この宗の元意なるよし。つねに仰をうけ給はりき。いまだかくのごときのことをきかず。これ機なを熟せざるゆへに御教訓を蒙らざるか。はやく一家の狼藉をとどめ、末代の念佛を印持せむがために、御在世のときは非を決斷し、御證判を給はりて、專修の一行をたてむと思ふ。こゝに上人てづから筆をそめて、彼狀に勅付せられて云、已上二ヶ條、以外僻事也。源空全以如_レ是事_レ申候。以_ニ釋迦彌陀_一爲_レ證。更々如_レ然僻事所_レ不_レ申候也。云云

深の秘義とするよしを申問、元久二年三月に法然上人に尋申さるゝ聖光上人の狀云、淨土宗の小僧辨長、上人の御房法座前へ、誠惶誠恐謹言

二箇條疑問事

一、鏡像圓融疑問事

二、金剛寶戒疑問事

一、鏡像圓融疑問者、所謂淨土宗學者、向天台宗學者相語云、天台宗與淨土宗、其義是一致也。所以天台宗以鏡像之譬顯圓融之法、淨土宗亦復如是。以此鏡像圓融之義爲淨土宗最底。是則淨土宗甚深義也。暫善導和尚爲誘引初心之人。制止難行勸進專修。理實以鏡像圓融之譬得其心。爲後心之人天台淨土是則一同也云々。天台諸宗之人者、以鏡像圓融之譬、用淨土宗最底者、以淨土宗不可立別宗、只以天台摩訶止觀等可立淨土宗。何故以天台宗之外可立淨土宗哉。又小僧辨長跪上人御房法座前。常雖蒙淨土教訓之條、於此義者未嘗聞也。但依機未熟不蒙此御教訓歟。……………

二、金剛寶戒疑問者、或淨土宗學者云、付淨土宗有二戒品。所謂金剛寶戒是也。於諸宗戒品是異也。各々口傳所傳之也。是吉水上人御房之傳也云云。小僧辨長救云、吉水上人御房御義全不_レ然。淨土宗者、只彌陀本願專修正行也。以此一行爲往生正路、全以不兼餘行。何以於此宗令付金剛寶戒哉云云。以前一ヶ條。爲決斷弟子之疑問。爲對治諸宗謗難、又爲停止一家狼藉、……………

ここでは、『九卷傳』に分類されている疑問事第一の「鏡像圓融疑問事」はしばらくおき、本論攷にかんずるかぎりにおいて、疑問事第二の「金剛寶戒疑問事」のみを取り上げることにする。文雄は『勅修御傳』ならびに『九卷傳』の二つの敘述を根拠として、『金剛寶戒章』は偽書であると断じている。法然が釈迦彌陀をもって証としてまで

これを否定しているのであるから、偽書であることは明らかであるといふのである。「若吉水有_レ如_レ此之著述_二者、何_レ曰_レ以_レ釋迦彌陀_二爲_レ證不_レ述_レ金剛寶戒僻事_上乎_一」である。かかる引証はすでに望西楼了惠道光が『漢語燈錄』においてなしているところであり、文雄はこれを踏襲したものとおもわれる。つづいて、先ほども題名の問題として触れた『金剛寶戒』と『金剛寶戒章』の相違が論じられており、さらにこの書の中でもっとも注目すべきことのひとつとおもわれる「二ノ戒品」が論じられている。「二ノ戒品」とはいかなることかというところ、『眞僞辨』に引用されている「金剛寶戒疑問事」は右に引用した『九卷傳』のそれと同一なのであるが、ただ一字、しかも致命的に重要な一字において相違があるのである。すなわち、『九卷傳』に「付_二淨土宗_一有_二戒品_一」とあるところが、『眞僞辨』では「付_二淨土宗_一有_二戒品_一」となっている。これは一見、『眞僞辨』の書写者の誤写であるかにおもわれるのであるが、つづいて展開される論述が、ほかならぬ「二ノ戒品」の詳述である以上、「二ノ戒品」はいかんともしがたい字句である。文雄自身が誤りなくこれを書いているのであるとすれば、文雄がこの箇所のみを改竄して自己の主張に有利であるような論述を展開したとも考えられるが、それはあまりにも邪推というべきであろう。なお『九卷傳』の諸本中に「二ノ戒品」と記するものがあるか否かについてはいま詳かでない。『眞僞辨』の論述は文雄の自問自答の形式をとる場合が多いので、次に、右に指摘した二つの問題点、すなわち「章」の問題と「二ノ戒品」の問題を、ほぼ原文に倣って問答体で示すことにしよう。

文雄曰く、望西の『拾遺語燈錄』にも「上人與_二鎮西_一書曰、金剛寶戒章是偽書也、予不_レ製_二如_レ是書_一、釋迦彌陀以爲_二證明_一とある。

問うて曰く、『勅修御傳』や『九卷傳』にはただ「金剛寶戒」とあり、「金剛寶戒章」とはなっていない。したがって、この二伝によれば、金剛寶戒すなわち圓頓戒はこれをしりぞけるも、『金剛寶戒章』はしりぞけていない

のではなからうか。

文雄曰く、然らず。鎮西上人もまたすでに圓頓戒を崇奉している。ゆえに疑義をおこすはずがない。そもそも浄土宗に「二ノ戒品」がある。一は圓頓戒、二はいわゆる金剛寶戒である。ここにいわれる眞意は、圓頓戒を肯定し、金剛寶戒を否定することにほかならない。

問うて曰く、では、なぜ「金剛寶戒章」といわないのか。著書をもって「口傳」と称するのはなぜか。

文雄曰く、鎮西上人はこの書をじっさいに見て疑問をおこしたのではない。ただ、ある人が「口傳」ありというのをきいて疑問をおこしたのである。また、法然上人の返事にしても、その内実は、(一)金剛寶戒の邪義が世に行なわれていること、(二)「章」を著してこれを法然作とするものいることの反駁・否定であるから、「雖不問レ章以レ章答不ニ相違ニ也」といってよい。

問うて曰く、くりかえしているが、鎮西上人が問うところの金剛寶戒が圓頓戒でないことは、なにによってわかるだろうか。

文雄曰く、鎮西上人は圓頓戒を「稟承奉行」すること久しく、『本傳』にも、病中といえども圓頓戒を授けた話が出ている。ゆえに、疑義をおこすはずがない。

問うて曰く、鎮西上人が奉持する圓頓戒は法然上人所伝か、それとも天台宗所伝か。

文雄曰く、鎮西上人もはじめは天台宗であったから、圓頓戒ははじめ天台宗のそれを受けたが、のち法然上人に帰依したので、これをあらためたはずである。「圓戒亦同、何餘ニ台戒ニ」である。

問うて曰く、法然上人は天台宗の圓頓戒を稟承し、これを棄てなかった。鎮西上人もまた天台宗の圓頓戒を棄てていないのではなからうか。

文雄曰く、法然上人は独自に戒の本義を究め、帝師とさえた。天下仰之、如泰山北闕。『古本戒儀』には「源空上人、授鎮西上人」とあり、鎮西上人が法然上人から浄土宗としての圓頓戒を授かったことは明らかである。

問うて曰く、では、これまでのいずれの論も認めるとして、わざわざ法然の名を冠して偽書をつくったのはなぜであらうか。

文雄曰く、法然上人の戒名ははなはだ高い。ゆえに、これにかくれて自己の邪戒を正当化しようとしたのにはかならない。

右のごとき問答を通して、文雄はあくまで浄土宗に「二ノ戒品」ありとし、金剛寶戒を圓頓戒からわかち、浄土宗において圓頓戒を認める一方、金剛寶戒ないしその趣意を著わしたとおもわれる『金剛寶戒章』を法然所説でないとして、しりぞけるのである。大橋俊雄氏によれば、文雄の時代には金剛寶戒運動とも称すべきものがあつたとのことであるから、文雄はこれをとくに意識して『眞僞辨』をかいたとも考えられる。なお文雄は、『金剛寶戒章』を著わした者は、「台宗之徒」かまたは「湛空門下」であると推定している。湛空は、はじめ比叡山に登り、頭密二教を学んだが、のち源空の門に帰し、つねに源空に侍して念仏の行を怠らず、源空より圓頓戒を稟承し、圓頓戒相承の正統となつた者であり、その門下には、永空、清空、順空などの二尊院流と、慧尋、慧顕、與圓などの黒谷流がある。

つぎに、(白)の「別して章の文について辨ず」であるが、ここでは一々の章文についてその非なることをこまかく論じている。まず「訓授章」は誤り多く、枚挙にいとまあらず、ゆえに「姑摘其要五三」述べようといふのである。

「訓授章」冒頭には「天台黒谷沙門源空草」という但書が見出されるが、法然は「立專念浄土之宗、戒以佛門之通軌、故兼行之耳」であるから、わざわざ「天台黒谷沙門」とする必要はないはずであり、もしかには、法然がわか

き日、まだ黒谷に在住していた当時にこれを著わしたと仮定しても、「秘決章」では法然を老邁としており、「訓授章」では戒を湛空上人に授くとあるからすでに晩年であることを示しており、結局、「天台黒谷沙門」と称することが、かえってこの書の偽書なることをはっきり証示している、と論者はいうのである。戒師が受戒者にたいして戒の意義を説き、大乘戒の由来を説くべき「第一開導」においてすでに重大な誤りが見出される。すなわち、「夫開止觀兩門、導寂光一室、是則衆聖元心也、諸佛性戒也」と述べているが、法然は一向専念の宗を立てたのであるから、「止觀兩門」を開く必要がない。また、ただ「性戒」のみをいって事戒を廢するのは、法然の真意にもとるのみならず、天台義にさえ反する。『摩訶止觀』にもいわれるごとく、「理すでに動ぜざれば、事は任運に成る」のであって、事理相即、一体不離なのである。前述のごとく、この書は「台宗之徒」の偽作とも考えられるのであるが、かくのごとく、天台義さえも十分にわきまえていないことが示される。次に、入信にさいして最初の要件たる三宝への帰依を説く「第二三歸」においても、「若己身外爲有_レ三寶、無_レ有_レ是處焉」というのは法然所説ではない。法然は「一體三寶之理佛」のみを尊ばず、「別相住持三寶」を説き、したがって、成仏の法ではなく往生の教を説くからである。「第七正受戒」においては字句上に明らかな誤りがある。「慈忍授源信僧都、源信授禪仁阿闍梨、禪仁授良忍上人、良忍授叡空上人、叡空授源空上人、源空授湛空上人」とあるが、第一に、源信は源心の誤りであり、法然述ならかかる誤りを犯すはずがない。第二に、法然であれば門下の湛空にたいして「湛空上人」というはずがない。これによって、「湛空門人、昧識者」の偽作ではないかとの推定がよくなってくる。十重禁戒を説く「第十說相」では、第三淫戒にかんして「姪有三品」としながら、この三種を説くことなくおわっているとき疎漏をなし、また「見計聞姪三畜生者、則須洗耳洗目、不可同宿同火」というがごときは、仏教中いずこにも見出しえない「鄙俚陋猥」のかぎりである（なお、「同宿同火」の箇所には『眞偽辨』の書写者の附とおもわれる「日本神道之説」という

註が加えられている)。さらに、「姪畜生及六親」を論じて、これを波羅夷罪と称するが、すすんで「一切女人不得故姪」とは論じない。かくのごとき所説はまさに「説戒不知戒」というべきである。第四妄語戒において、「五逆之者其忌一中劫云、十惡者其忌同叫喚地獄壽命、破誓言者忌穢三十三年、不可交人間、不可詣佛神」と説くがごときはまったくの猥説で、修驗道か陰陽道の説き方にひとしい。第五酤酒戒において、「眞如淨戒、持者用否有心矣」とするのはやはり法然の意に反する。法然はつねに「恐罪須念佛」といつているのであるから、淨戒を持する者が酒を酤する用否は心にあるとする説は認められない。第七自讚毀他戒では、「大乘修學之人、讚毀依時矣」とあるが、これは天台義にもとり、法然にも相違する。妙薬大師荆溪湛然の『授菩薩戒儀』によれば、持戒とは禁忌補養の意であり、「自行斷惡」を禁忌といい、「利他修善」を補養という。また『黒谷古本戒儀』にも、「受戒之後、不作罪」を禁忌といい、「修善」を補養という。ゆえに、「大乘修學之人、讚毀依時矣」というのは天台の戒にも法然所説の戒にも相違するものといわねばならぬ。——以上がほぼ「訓授章」で弁述され、自問自答された若干の問題点の要約である。

次に「釋義章」であるが、これもまた誤りにみちみちるとされる。「釋義章」は「一者人天戒、二者小乘戒、三者權大乘戒、四者圓實性戒」について論じているものであるが、『眞僞辨』においては、人天・小乘・權大乘戒にかんして見出される誤りについてはこれをしばらく措き、円実性戒にかんして論じる箇所の誤謬を若干指摘することとめている。まず『金剛寶戒章』によれば、戒体は心であるとされているが、この考えは法然にもとる。法然は求道の初期に慈眼房觀空のもとで戒体を論じ、觀空が戒体をもって心としたのにたいし、法然はこれを「性無作仮色」となし、ゆずらず、觀空もついにこれに承服したと伝えられているからである。そもそも戒体とは戒の実質を意味し、部派時代すでに戒の自性なる語をもって表現されていたのであるが、律宗の道宣が戒字を戒法、戒体、戒行、戒相に分

けてから確たる定義を得、それが天台の円頓戒の戒体説にまでつらなってきたのである。『天台戒疏』によれば、戒体とは「不起而已、起即性無作假色」といわれ、受戒によって受得する事戒と、生活の理念としての理戒と、事理相即において把握されるものである。したがって、右のごとく法然が戒体を「性無作假色」としたのはまさしく天台の円頓戒の考えを正しく捉えているものであり、そのかぎり、『眞偽辨』の判定のごとく、心をもって戒体となす『金剛寶戒章』の主張は正しくない。以下、ふたたび問答体の形式によって『眞偽辨』におけるこの辺りの論述を辿ることにしよう。

問うて曰く、天台大師の『止観』や『瓔珞經』でも心を戒体としているのではないか。

文雄曰く、考えるに、一心は戒体のみならず、万法の自体である。「三界唯一心、心外無別法」である。このように心は万法の自体であるから、心といってもその中に色も含まれている。いま戒体を究めると無作であるが、大乘では無作を立てないから、心といったままである。それゆえ心といえは無作を含んでいる。なおまた、色をもつて戒体とする場合もある。しかし、これもまた、小乗でいう無作を開会して色といったまでである。それゆえ色といつても心を含んでいる。心といい色といい相違するものではない。ゆえに「性無作假色」という。性とは色・心を兼ねるもの名である。法然はもちろん叡空もこれを悟得したので、叡空は法然の戒体論に承服したのである。かくのごとく戒体は「性無作假色」であるが、戒は身口の表業によって無作を發得するのであるから、無作の仮色には相違ないが、とにかく色法にぞくする。ゆえに増損があり、禁忌補養が必要である。つまり事相をもつてしなければならぬのである。これが性戒のごとく理性としてそのまま凡聖に齊しく備わり不変のものであるなら、増損なく、禁忌補養の要なく、発と無発もない。法然のいわんとするところはこれであり、叡空もこれを首肯したのである。しかるに、「釋義章」ではそのような「功德」も知らず、ただ理性の心のみを認め、

これを戒体となす誤りを犯している。事相を斥け、凡聖齊備の性戒を説くのみ。これにたいして圓頓戒の圓頓戒たる所以は「修得」にあり、事相を持するところであった。しかし、事相を持するといえども、「全」事即理、全「理即事、謂之圓頓戒」也である。しかるに「釋義章」ではこの二者が個々に分離している。

問うて曰く、綾水の天心なる者が『戒體決』を録し、その中で、天台大師ははじめ心をもって体となし、のち色をもって体となした、そして心をもって体となす説を廢した、と述べている。法然はこの説によっているのと違つか。

文雄曰く、然らず。瓔珞庵敬首が『天台戒體訣』をつくり、止観心体説を廢してもっぱら戒疏色体説を唱えたのにたいし、定月上人は『戒體明燈章』を著わしてこれを駁し、色心二体の偏發を非としている。

問うて曰く、「釋義章」にいう性戒は天台に依っている。それゆえ、いうところの性は「即相之性」ではないか。

答えて曰く、然らず。「釋義章」では明らかに事相を斥けている。しかるに、天台は事相を廢せず、事理相即、性相不二の立場に立つ。すなわち、「説」事也、擧體即理、論「理」也、擧體即事、是法住法位、世間相常住、斯謂之事理相即、圓頓妙法」である。淨土門ではこれを他力実体という。しかるに「釋義章」では事理相融せず、ゆえに圓頓戒とはいえない。

問うて曰く、「經云三諸法從本來常自寂滅相」。山河大地等本來寂滅心也。萬法示形顯色是草木之說法也。見色知鯨香悟是聽聞說法」也。夫口音說者爲下根「説、出」音説「文是爲」息小兒之啼」也。敢非爲大人「說法」也。凡眞說法者吾聞草木之說法。草木聽吾之說法。是如來知見、覺者前說法也」とあるから、口音の説は下根のためであり、文をもって説くのは小兒のためであり、大人のための説法ではない。眞の説法は「吾聞草木之說法、草木聽吾之說法」のごときものでなければならないのではないか。

答えて曰く、然らず。もし然りとすれば、三止三請にしてついに説いた『法華經』方便品の話は成立しえないことになる。

問うて曰く、では、右の引用箇所につづいて、「祖師云」といつているのは何か。

答えて曰く、「釋義章」では天台大師のことをしばしば祖師と称している。しかし、法然は一宗を立てたのだから、かくいうはずがない。これをもって見ても、「釋義章」ないし『金剛寶戒章』全般が、「台徒依ニ附ニ湛空ニ之人所レ爲レ」ではないかと推察される。

問うて曰く、「言ニ惡人逆人ニ者、除ニ自心ニ外別尋ニ佛果ニ、除ニ戒性ニ外更願ニ淨利ニ是名ニ惡人ニ、是爲ニ逆人ニ」といい、「執ニ性戒ニ斥ニ淨土ニ廢ニ佛果ニ」というが如何。

答えて曰く、いずれも妄語・偏邪見である。

問うて曰く、最後に、「若欲レ修ニ有相ニ者、宜下慣ニ圓頓戒相ニ遂ニ淨土之往生也上」とあるのは如何。

答えて曰く、法然は「以ニ稱名念佛ニ爲ニ獨立行ニ」のであるから、圓頓戒をもって往生の正業とすることがあろうか。

以上が「釋義章」について述べられたものの大要である。次に「秘決章」について同じく若干触れなければならない。ここにもいくつかの誤謬をただだちに見出すことができる。

まず冒頭に「夫説下開ニ止觀兩門ニ、導ニ無所住域ニ、諸佛之心源、如來之性戒、以授ニ門徒聖人ニ」とあるが、法然であれば「門徒聖人」に授くとはいわないはずであり、また「開ニ止觀兩門ニ」のは天台宗の所期であり、法然のそれではない。このように「秘決章」は冒頭から大きな誤りを犯している。前述のごとく、「秘決章」は幸西、証空、信空、源智、行空、寂西、隆寛、聖覚の八名が問いを發し、法然がこれに答える問答の形式をとっている。次にその若干を

示すことにしよう。まず弟子の問いを掲げ、次に法然の答えをあげ、最後に文雄の弁を載せることにする。

行空問うて曰く、濫行の人を導師として咎はないものであろうか。

源空決して曰く、小乗においては濫行の人を導師としてよい理はない。もしそのような人を導師にすればかならず咎がある。しかし大乘ではそうではない。濫行は愚癡が因である。愚癡は不浄の根本である。もろもろの不浄のうち愚癡にすぎない。しかし智者においては姪酒肉辛も決して不浄ではない。智慧は清浄の本とされるからである。

弁じて曰く、このように姪酒肉辛を認める言辭は、自己の濫行を是認せんがための魔説というべきである。

幸西問うて曰く、念仏門の人が正理を兼ねることは咎があるだろうか。

源空決して曰く、有智の念仏者はあらかじめ浄土の果報を推せんがために、兼ねて悟りを学し、この悟りを得んがために浄土を欣求する。そして彼の国に到る者はかならず悟りを得ることが出来る。このことを知らずして念仏をする者は、悟りを学する人を誹謗し、これに親近しない。

弁じて曰く、そもそも智慧を究めて成仏を願うのは聖道門であり、愚癡にしてかえって往生を願うのが浄土門である。ゆえに曇鸞は四論の講説をすて、道綽は涅槃広業を擱き、善導は雜行をすてた。したがって法然が「兼二學悟解」をすすめるはずがない。悟道は此土入聖であって、法然のとらぬところである。

証空問うて曰く、理法はいつ世に流行するだろうか。

源空決して曰く、末法において仏法は三道に分れて世に流行するであろう。浅識なる者のための念仏、威儀を欠かないための律行、上達深悟の人のための理の法門がそれである。

弁じて曰く、ここでは元曉によって、念仏は凡夫のため、かねて聖人のためというが、それでは、竜樹、天親など

も浅識といつてよいのだろうか。

信空問うて曰く、心法と念仏といずれが勝りいづれが劣るか。

源空決して曰く、心法が勝れ念仏が劣る。

弁じて曰く、然らず。弥陀如来は五劫のあいだ思惟したまい、念仏を本願としたのであり、釈尊は念仏を無上功德

とし、諸尊もこれを不可思議功德とよんだ。法然もまた勝劣を積して、これを万徳所歸とした。

信空問うて曰く、なにゆえ念仏は心法に劣るのか。

源空答えて曰く、口音に念仏するのはただ下劣凡夫の法門である。音を出し文を説くのは小児が泣くのをとどめる

ためにすぎず、決して諸仏の本意ではない。

弁じて曰く、念仏が諸仏の本意でないなどは魔説である。三世諸仏は念仏三昧によって等正覺を成じた。

寂西問うて曰く、十悪五逆の者とはいかなる者か。

源空決して曰く、心性をのぞいてほかに仏果をたずね、我性のほかに淨土を願うような者を、悪人、逆人、謗三宝人、外道衆類という。

弁じて曰く、右のごとくならば、釈尊、善導、法然すべて逆人・謗三宝外道になってしまう。

さて、右において「秘決章」における個々の問答を若干摘出し、これに文雄の弁を加えてその概要を窺ったのであるが、「秘決章」を論じた最後のところで文雄は自問自答して、「結局法然のいわんとする圓頓戒とはいかなるものか」という問いを發し、これにたいして、その要は『七箇條起請文』のうちにあるとしている。すなわち、七箇條制誠の第四に「可下_レ停_レ止於_二念佛門_一、號_レ無_レ戒行_一、專勸_二姪酒食肉_一、適守_二律儀_一者、名_二雜行人_一、憑_二彌陀本願_一者、說_レ勿_レ恐_二造惡_一事、右戒佛法大地也、衆行雖_レ區同專_レ之、是以善導和尚學_レ目不_レ見_二女人_一、此行之趣、過_二本律制_一、淨業之

類不順_レ之者、惣失_二如來之遺教、別背_二祖師之舊跡_一、『全集』七八八頁とあるのを引証している。なおこれにたいして、「下根衆生、尙爲_レ難_レ持、祖訓有_二具略_一乎」との自問を發し、源智の『淨土隨聞記』によってこれに答へ、僧尼に大小の戒律あるも末法の人根には堪えがたい、ゆゑに念仏相續し念仏を行業の正とすべし、としてゐる。

『眞僞辨』三部の最終部門たる「後に之を信ずる人に就いて辨ず」では、『眞僞辨』を法然書とする了尊上人聖罔の『顯淨土傳戒論』を挙げて論じている。そこには「此戒流傳、高祖上人、已受_二嫡_一と、自製_二金剛寶戒章_一二卷、并淨土布薩戒一卷、淺略戒一卷、乃成_二天下戒師_一」とあるが、『金剛寶戒章』二卷としてゐることが問題である。おそらく聖罔は、元祿十年に學士全長が刊行した『金剛寶戒章』の凡例に、「訓授釋義兩卷、祖師述_レ之秘決一卷、門人集記也」とあるのと同じ意味で、『金剛寶戒章』二卷といつてゐるものとおもわれるが、文雄は、秘決章が「門人集記也」であるのならば、内実において相異なることなき他の二章も当然偽と推論さるべきである、と反駁してゐる。このように推論すべきところを、聖罔ほどの人が誤つてすべて真作としてゐるところを見ると、あるいは聖罔は異本を見たのではないかという疑問さえ生じてくる。「私按罔師所覽、疑有_二異本_一歟」である。さらに、勢州の慈脱もまた享保のころ『通關記』を著わし、その中でこの書を真作としてゐる。しかし、かれはこの書を真作としたため、鎮西上人が法然上人に問ひただした二事の疑問を非とし、望西が『金剛寶戒』を偽書としたのを非とし、さらには『勅修御傳』をも疑うにいたつてゐる。このようなことは「吉水之流裔、鎮西之兒孫」を稱する者のなしあたりところではない。「不_二亦忸怩_一乎」と文雄は批評しきつてゐる。

文雄はかくのごとく『眞僞辨』を述べきつたつて、最後に、これまでたびたび論じきつたつた事觀と理觀、念仏往生と円頓戒の問題を取り上げ、法然は「捨_レ解取_レ行、捨_レ難取_レ易」のであり、「我門之事觀」さえこれを捨ててゐる、まして「聖道理觀」を採らないことはいふまでもない、「眞言彌陀」を捨ててゐる、まして「自性彌陀」を用ゐること

はない、かくしてただ「專念往生之門」を開いた、円頓戒をこれにさしはさむのは「但崇_ニ事戒、備_ニ佛門之通軌_一而已」なのである、としている。それゆえ、『古本戒儀』においては事相のみを説き、理性は説かず、まして金剛寶戒は説いていない。鎮西上人が法然に疑問の事をわざわざ問いたただしたのも、円頓戒に疑いをさしはさんだからではなく、「但疑_ニ金剛寶戒說_ニ理性_一」だけのことであった。望西にいたっては『金剛寶戒章』をもって偽書とさえしている。このような『金剛寶戒章』を真作とすれば、ただに浄土宗の教義に反するのみならず、天台宗の教義にさえ違背することになる。すなわち、「此章唯論_ニ理戒_一毀_ニ事戒_一、不_ニ替損_ニ淨教_一、亦違_ニ天台_一」であり、「彼崇_ニ性戒_一、廢_ニ事戒_一、何知_ニ一乘圓寶戒事理俱存_一」である。

以上で無相文雄の『金剛寶戒章眞偽辨』について、その内容を概観したのであるが、次にそれらを回顧しながら総括として若干の問題点を指摘しておきたい。

(一)まず文雄がこの『眞偽辨』において『金剛寶戒章』の眞偽を弁ずる仕方についてであるが、それはきわめて委曲を尽くした仕方であるといえよう。しかし、たとえば事戒と理戒など、なかにはいくつかの重複した論議もあり、そのことがかえって論述を冗漫にし、説得力を弱めている場合も見受けられる。論破の仕方には語句の穿鑿をこととする場合が多く、言語学者としての文雄が宗学者としての文雄を凌駕しているともいったらよいであろうか。

(二)「章」の有無の問題についてはすでに触れたが、そこで問答形式で示したように、文雄は「雖_レ不_レ問_レ章以_レ章答、不_ニ相違_ニ也_一」という結論を下している。このことにかんして一、二補足すると、まず望月信亨博士はこの点について次のごとく述べている。すなわち、「此書の眞偽古來其說紛々たり。了惠は鎮西に與ふるの書を引て、上人既に自ら此の書を偽妄を指示せられたりといへるも、九卷傳、竝に勅修御傳に載する上人自筆の誓文と稱するものには、唯此

の如きの事を申さずとありて、贈答共に此の書の事を記せず。是れ聊か不審なりといへども、而かも上人已に金剛寶戒の説を作さずと明言せられたる上は、其の書は言ふまでもなく上人の親撰にあらざるべし」と述べているのであるが、⁽¹⁶⁾この推断の要は文雄が『眞僞辨』において試みている推断と同一である。望月博士が「文雄の論は今之を見ず」といいながら、右のごとく同一の推断をなしていることは、やはり博士の卓見というべきであろう。また井川定慶氏によると、南北朝頃まで溯ることのできる古写本『金剛寶戒章』三巻が竜谷大学図書館に蔵せられていて、これが『漢語燈録』の中で否定する金剛寶戒密傳の書で、鎮西の弁長が法然に問い合わせたかの「二箇條疑問事」の随一ではなからうかとの説もあるとのことである。⁽¹⁷⁾しかし、井川氏もまたこの説にたいして、「再考すると其れは金剛寶戒密傳であり、此れは金剛寶戒章であるから果して彼此同一なるや否や俄かに断定しがたい」としている。このように「章」の有無をめぐって種々の問題が生じたのであるが、法然が金剛寶戒口傳（密傳）を否定したことは明らかであるから問題はなく、残るところは『金剛寶戒章』なる一書の形態をなしたものがいつ成立したかという点である。これを明らかにするためには歴史的研究が必要であり、即断はゆるされない。⁽¹⁸⁾なお、前述のごとき「雖不問章以章答、不_二相違_一也」という文雄の自問自答は、論鋒かならずしも鋭いとはいえないのではなからうか。

(三)次に、『九卷傳』と相違して『眞僞辨』において「一ノ戒品」が「二ノ戒品」となっている点について述べる。⁽¹⁹⁾『眞僞辨』の立論はこの「二ノ戒品」にもっぱら依存しているといつてよいほどである。そして前述のごとく、「二ノ戒品」第一の圓頓戒を認める一方、第二の金剛寶戒をしりぞけるのであるが、文雄のごとくこれを「二ノ戒品」とすることによって、『九卷傳』の一文の脈絡がつくかどうか、はなはだ疑問である。すなわち、「二ノ戒品」とすれば、『九卷傳』より引用の箇所は、「或淨土宗學者云、付淨土宗_二有_二戒品_一。所謂金剛寶戒是也。於諸宗戒品_二是異也。各々口傳所_レ傳_レ之也。是吉水上人御房之傳也」となるからである。「有_二戒品_一。所謂金剛寶戒是也」がいかにし

でも辻褄が合わず、「是吉水上人御房之傳也」の結びも効かないことになる。このように考えると、「二ノ戒品」を一つの有力な支柱とする『眞偽辨』の立論は、少なくともその立論構成のうえでかなりの変改を蒙らざるをえないであろう。もっとも、このことは、仏教の通軌としての円頓戒を認め、密傳の金剛寶戒を否定するという根本をゆすぶるものでないことを附言しておきたい。

(四)『金剛寶戒章』の偽書であることの証明は『眞偽辨』の随所に見出されるのであるが、その中一、二の点を取り上げて補説しておく。「訓授章」冒頭に「天台黒谷沙門源空草」とあることが『金剛寶戒章』の法然述でないことを曝露している点についてはすでに触れたが、²⁰⁾「秘決章」で法然を老邁としており、「訓授章」では戒を湛空上人に授くところから、法然の晩年であり、「黒谷」在任時代でないとの推断にたいして、まず少しく補足したい。それは第一に、「秘決章」の中、「後日隆寛出横河洞、參源空之菴。先問念佛義」のところに、「源空答曰。付念佛聊有私抄物。號選擇集。敢莫令他見。先備自見用捨可任心也」(傍線筆者)とあり、つづいて、「又問曰。西方教門者往生之訓印、行者之明鏡也。諸佛爲之舒舌相。吾等聞之銘肝。今見選擇集大意、増往生之素意。歸念佛之眼目」(傍線筆者)とあり、この書の成立当時にはすでに選擇集が存在していたことが知られるということである。そして、法然が隆寛に選擇集を授けたのは、建仁三年あるいは元久元年とされているから(『九卷傳』『十卷傳』による)、法然が七十二歳のときにあたる。²¹⁾第二に、円頓戒の相承を述べるところで、「源空授湛空上人」とあることが疑いを起さしめるという点であるが、井川定慶氏によると、竜谷大学蔵の古写本にはちようとその箇所が脱落しているとのことである。そうすると、『眞偽辨』中の一つの憑拠が疑問に付せられることになる。湛空は法然より直接に、あるいは信空を介して間接に、円頓戒を相承したといわれているが、井川氏の指摘ごとく、この湛空が「秘決章」において法然の門弟として名を連ねておらず、信空の名を載せるのみであり、しかしまた相承の箇所では叡空・源空・湛空

となつていて信空の名が見えない、という不統一がある。それゆえ、かかる不統一は、「或は下巻の秘決章が上巻中巻とは別個に流行していたものか、また別の考えでは上巻の訓授章が或る時期に湛空の巖峨門流の手に育成され、同じ法然門下の大乘圓頓菩薩戒相承に對抗して特異の金剛寶戒相承を誇るための作爲で湛空を上人直授の相承者として挿入してあるであらうか」との推断を可能ならしめるのである。⁽²²⁾ところで、これらを通じて、「秘決章」そのものが偽書であること、少なくとも「訓授章」や「釋義章」とは別個に、しかもそれらより遅れて成立していることが推定される以上、「秘決章」から引き出される憑拠は、はなはだ疑わしいものであることを、心に留めておかなければならない。冒頭にも述べたごとく、徹定補の『蓮門類聚經籍錄』下巻に、「金剛寶戒章二卷、吉水大師、又有偽造一卷」とあり、文雄の指摘するごとく、⁽²³⁾元禄十年刊行本で学士全長も「訓授釋義兩卷、祖師述之秘決一卷、門人集記也」といい、おそらくこの意味で聖岡も「金剛寶戒章二卷」と挙げているのであって、「秘決章」は偽造ないし門人集記であることはほぼ断定できる。因みに、望月博士はこれに関連して、「蓋し秘決章は上人と門人との問答を記せるものにして、上人の自撰にあらざること文に在りて明かなるのみならず、文中の義旨亦頗る聖道の論に富むが故に、乃ち偽作の説を生じたるものならん。然れども之を他の二巻に比するに用語義理互に異ならず、恐くは通じて一人の手に出でたるものなるべし。若し然らば其の一眞にあらずんば、即ち他の二亦偽妄たるを免れず」と断じている。⁽²⁴⁾これまた、「文雄の論は今之を見ず」という望月博士の推断が『眞偽辨』の立論と一致した例である。

(四)偽作者の推定もまた『眞偽辨』の随所に出ている。井川氏はこの点について、義山の『翼賛』や了解の『辨御消息集』は法本房行空に疑いをかけており、また念戒一致と証空が出ているところから西山義の影響をうけていとも考えられるが、「今直ちにその何れとも即断し難い」としている。⁽²⁵⁾望月博士はむしろ行空説に賛同し、「此の説信を置くに足るべし」としている。⁽²⁶⁾『眞偽辨』では、(四)に述べたことき偽書であることの証明が同時に偽作者の推定を根拠

づけており、「天台黒谷沙門」のことや、全殺を通じて、たとえば事戒・理戒の論に見られるごとく、きわめて聖道門的な論が多いことから、まず偽作者は台宗之徒であろうとし、さらに事理相即の天台円頓戒の義もわきまえぬことから、台宗昧識者と推定するとともに、「湛空上人」その他より、偽作者は湛空門下であるとも推断し、両者を併せて「台徒依_二附湛空_一之人所_レ爲」と述べている。しかし、いずれかの決定はやはり即断しがたいところであって、それは少なくとも『金剛寶戒章』成立の問題と相関的に考究されなければならない。

(4) 『金剛寶戒章』の現本はすでに冒頭近くに挙げておいたが、それ以外に、前述のごとき竜谷大学蔵の古写本があり、そこで触れたような重大な問題を提起することに鑑み、文雄自身が「異本」を口にして注していることに注意したい。聖岡当時にそのような異本があったかも知れないこと、竜谷大学蔵の古写本の原本は法然当時にまで溯及できるとの一説のあることなど、いまだ説明しえない問題を残している。

以上において、これまで未見とされていた無相文雄の『金剛寶戒章眞偽辨』について、小島章見氏発見の書写本によつてその大要を紹介し、若干の問題点を指摘したのであるが、結局、『金剛寶戒章』が偽書であることはほぼ断定しうるところである。ただ、細部の問題に立ち入るときはさまざまな疑点・論点が輩出し、現在のところ即断にゆだねがたく、それらの説明は今後に残された課題である。

(三五、一一、三〇)

註 (1) 石井教道編『昭和_新法然上人全集』(昭和三十年)序、一一二頁。

(2) 同書、三頁以下。

(3) 同書、十二頁。

(4) 《文雄》の読み方は種々ある。望月仏教大辞典では《ぶんゆう》とあり、なお《もんおう》ともなっている。仏家人名辞書では《もんおう》《もんろう》となっている。文雄はしばしば文翁とも称せられるから、《もんおう》《もんろう》はその説みかもしれない。姑くは《ぶんゆう》と読んでおく。

(5) 大島泰信「浄土宗史」(浄土宗全書二十、寺誌宗史、大正三年)一七八頁。

(6) 新村出選集第三卷(典籍篇・史伝篇)一三七頁、「文雄上人の功業(上)」、音韻学者としての文雄上人」。——この論文は、もと、明治三十九年十二月の『宗教界』第二卷十二号に載ったものである。

(7) 同書一六二頁、「文雄上人の功業(下)」、文雄上人の傳統及び其著書」——この論文は、もと、明治四十四年四月『宗教界』第三卷四号に載ったものである。

(8) 新村博士も「今や祐晃上人の遺志に基きて文雄上人を顕彰せんとする所の追福の美擧方に切迫し」と述べている(前掲書「附言」一六三頁)。

(9) 望月信亨『浄土教之研究』七〇七、七〇八頁。

(10) 小島氏の主な業績は次のごとくである。

昭和十七年五月「平城薬師寺金堂本尊薬師須彌座の研究(上)」大正大学々報三十三輯。

同 十七年十月「平城薬師寺金堂本尊薬師須彌座の研究(下)」大正大学々報三十四輯。

同 二十一年二月「薬師寺について」浄土宗教学院研究会にて発表。

同 二十二年十一月「古經」室徹定の考證學的著書「佛敎論叢」第一号。

同 二十三年四月「薬師寺金堂本尊台座につきて」「日本美術・工藝」特輯「薬師如来」。

同 二十三年十一月「連門敎學餘韻考」『佛敎論叢』第二号。

同 二十五年十一月「羅漢講式について」浄土宗教学院研究会にて発表。

同 二十七年八月「縁山經藏と藏司について」同 研究会にて発表。

同 二十九年三月「涅槃圖像について」 同 研究会にて発表。

(11) 小島氏によると、この書写本は江戸時代末期か明治時代初期に書写されたものと推定される。書写者は明確でない。

(12) のちに述べることく、来迎寺蔵は明治年間のことであり、現存であるか否かは詳かでない。

(13) 小島氏はこのことについて、「これらの著作品は全て餘蘊が偶然発見したものに非らず、多年に亘り搜索蒐集せしことを諒とせられたい」と述べている（『古經堂徹定の考證學的著書』『佛教論叢』第二号、六五頁）。

(14) 井川定慶氏によると、南北朝頃まで溯ることのできる古写本『金剛寶戒章』三巻が竜谷大学図書館に蔵せられているとのことである。ただその下巻第二十問以下は欠尾となっている（井川定慶「淨土布薩式の検討」『佛教大學研究紀要』第三十八号、法然上人研究特輯号Ⅰ、昭和三十五年十一月）。

(14) 望月信亨『淨土教之研究』七〇七頁参照。

(15) 本論文一三一頁参照。

(16) 望月信亨『淨土教の研究』七〇八、七〇九頁。

(17) 井川定慶、前出「淨土布薩式の検討」（『佛教大學研究紀要』第三十八号）、二十五頁。

(18) 筆者は先般（昭和三十五年十一月二十三日）京都仏教大学において開催された第六回淨土教学大会で、「文雄の『金剛寶戒章眞偽辨』について」と題して、本論攷の一端を発表したのであるが、そのさい、大正大学の服部英淳教授より、この点について質問をうけ、『金剛寶戒章』はあるいは了誉聖因によって作られたものではないかとの御教示をいただいた。

(19) 本論攷一三〇頁参照。

(20) 本論攷一三二頁参照。なお、前記竜谷大学図書館蔵の古写本も『天台黒谷金剛寶戒章』と題されている。しかしまた、法然真作と決定されているものの中にもこの表現が見えることから、これだけで決定的なことはいえない。

(21) 本論攷一三三頁参照。

(22) 井川定慶、前掲論文二十五、二十六頁。

- ㉓ 本論攷一四〇頁参照。
- ㉔ 望月信亨『淨土教之研究』七〇八頁。
- ㉕ 井川定慶、前掲論文二十五頁。
- ㉖ 望月信亨、前掲書七〇九頁。

〔あとがき〕

小論の成るにあつては、大橋俊雄氏、小島章見氏、戸松啓真氏の学恩に負うところが大である。また、かかる研究領域へ導かれる機縁となつた「法然上人語録研究会」にたいしても感謝の意を表したい。